

令和4年5月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第5回）議事録

1. 開催日時 令和4年5月18日（水曜日）午前10時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」
3. 出席委員（20名）

1 番 齋 藤 誠	11 番 佐 藤 崇
2 番 畑 山 留美子	12 番 佐々木 純一
3 番 佐 藤 喜勝	13 番 佐々木 知榮
4 番 岡 部 五一郎	14 番 加 藤 三敏
5 番 佐々木 亨	16 番 富 樫 公一
6 番 小 野 晃一	17 番 伊 藤 直子
7 番 大 瀧 浪雄	18 番 菅 原文克
8 番 小 松 健	19 番 佐 藤 秀孝
9 番 小 松 幸夫	21 番 庄 司 和夫
10 番 佐 藤 順	24 番 佐 藤 系悦
4. 欠席した委員（3名）

20 番 佐 藤 源樹
22 番 伊 藤 剛
23 番 吉 尾 麻美
5. 議事日程第1号 令和4年5月18日 午前10時 開会
  - 第 1. 議事録署名委員指名
  - 第 2. 会議書記任命
  - 第 3. 会期決定
  - 第 4. 報告第 3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用配分計画について
  - 第 5. 議案第38号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
  - 第 6. 議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
  - 第 7. 議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
  - 第 8. 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う地上権設定の件
  - 第 9. 議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
  - 第10. 議案第43号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
  - 第11. 議案第44号 利用状況調査の結果による非農地の判断について
6. 本日の会議に付した事件  
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	小松貢治	農地班長	二見真之
主査	齋藤身子	主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ
主任(岩城庶務班)	佐賀歩	主事(由利庶務班)	阿部健大
主任(大内庶務班)	松永希	主事(東由利庶務班)	遠藤龍介
主査(西目庶務班)	佐藤慎	主事(鳥海庶務班)	木内駿佑

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

8番 小松 健

9番 小松 幸夫

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年5月2日公示招集されました令和4年第5回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

20番佐藤源樹委員、22番伊藤剛委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。出席委員は、定足数に達しておりますので報告いたします。

本日の提出案件は、報告3号ならびに議案第38号から議案第44号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、8番小松健委員、9番小松幸夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

○事務局

(事務局による案件報告)

○議長

報告第3号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第6、議案第38号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第38号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第39号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第39号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第40号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、最初に議案第40号1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第40号1番の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第40号1番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【13番・佐々木知榮委員手を挙げる】

○議長

13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

13番佐々木です。今の案件、来年10月まで一年半の期間ですが何を建設するのでしょうか。差し支えなければ教えてください。

○事務局

社員寮のための転用申請です。

○13番・佐々木知榮委員

分かりました。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第40号1番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり

ます。

お諮りいたします。議案第40号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

次に議案第40号2番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。申請事由は、農地造成による一時転用だが、その許可の判断に際し、本申請に至る経緯を理解する必要があり、資料に基づき説明する。また、申請事業の許可、不許可について、県の転用事務所管課である農林政策課、農地委員会の意見を求めた旨を説明する。

なお、単一の案件として申請があった場合の参考意見として、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第40号2番の説明が終わりました

これより農地委員会のご報告をお願いいたします。

佐藤喜勝農地委員長。

○佐藤喜勝農地委員長

(農地委員会を開催し、本件の取扱について調査、研究を行った旨報告する。また、現地調査を行い、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第40号2番の事務局説明、農地委員会報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。過大掘削ということで採取計画4メートルに対し、およそ15メートルの掘削があったということでしたが、砂利採取法ですか、法的な制限、何メートルまでならいいのか、教えていただければと思います。15メートルというのは常識的に考えて非常に深いものだと思いますので、それが危険であるというのは分かりますけれど、法律的に許されない範囲であるのか、確認したいと思います。

○事務局

砂利採取の内容によって限度の深さの基準がありまして、数字については建設部にしっかりと確認をしたわけではないのですが、10メートル程度との話しはあったかと思えます。しっかりとした数字については確認をして、委員の皆さんにお知らせさせていただきたいと思えます。

○議長

佐々木委員、よろしいですか。

○5番・佐々木亨委員

承知いたしました。

○議長

ほかにございませんか。

【1番・齋藤誠委員手を挙げる】

○議長

1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

1番齋藤です。今回の事業者が公になったのは初めてですけれど、時々委員として現場に見に行っても構わないものでしょうか。

○事務局

今回の事業者ですが、過去にも砂利採取の事業の中で住民からの行政への連絡の中でトラブルは発生しているようです。ただ、しっかりとした文書で、注意なり指導なりということは今までなされていなかったようですので、今回添付資料の通り誓約書という形で提出をしてもらっていますので、これが一つの法的な部分での公式な文書ということになります。これを元にして、以降農地法に基づいて違反するようなことがあれば、更なる厳しい処分、例えば申請をしても信頼性がないということで不許可になるという判断になってくる、と思っています。

これまでの経緯を考えますと他の転用業者と比較しましても、事務局側の目配りや確認が都度必要となる事業者だと捉えております。こういった誓約書を提出してもらっておりますので、今後、事務局でも都度確認して参りますが、地域の農業委員さん、推進委員さんにおかれましても、現場近くを通りかかった際には確認をしていただき、その際何か問題があれば事務局に通報していただければと思います。

○議長

齋藤委員、よろしいですか。

○1番・齋藤誠委員

承知いたしました。

○議長

ほかにございませんか。

暫時休憩します。

○議長

会議を再開します。  
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。  
本件については、挙手による採決を行います。

事務局説明のとおり、議案第40号2番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。

議案第40号2番は、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

もう一度繰り返します。

議案第40号2番は、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【「挙手多数」】

挙手多数であります。

事務局説明のとおり、議案第40号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

議案第40号2番は、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第41号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う地上権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第41号の説明が終わりました。

なお、現地調査につきましては、令和4年第3回総会議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略します。

ただいまの議案第41号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第41号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。



【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、申請が適法と認め、許可相当とし、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置を説明。立地基準による農地区分、資金計画等については、議案第41号の1の説明と同内容のため省略する旨を説明する。)

○議長

議案第42号の説明が終わりました

なお、現地調査報告につきましては、令和4年第3回総会議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略します。

ただいまの議案第42号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

事務局説明のとおり、議案第42号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第42号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第43号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は約50年以上前から耕作しておらず、山林の状態のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第43号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番小松幸夫委員。

○9番・小松幸夫委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報

告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第43号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第43号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第44号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、令和3年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれた農地で、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないと思われること、また令和4年2月開催の農地パトロール推進会議報告で報告、3月総会以降に所有者より非農地判断をすることに、同意を得られたものが本案件である旨報告する。)

○議長

議案第44号の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和4年2月に開催した令和3年度第2回農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第44号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第44号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時48分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐 藤 系 悦

議事録署名委員        小 松    健

議事録署名委員        小 松 幸 夫